

## ひょうご日本語ネット規約

### (目的)

第1条 阪神・淡路大震災の経験を踏まえて、同じ地域に住む住民が、国籍を問わず共生する社会をつくり上げていくために、兵庫県内の日本語教育関係機関、日本語教師・日本語学習支援者グループ等が相互に情報を交換し、連携協力し合うとともに、関係機関及び行政とも協働・連携を図る。

### (事業)

第2条 ひょうご日本語ネットは前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 日本語教育に係る情報交換
- (2) 日本語教育に係る調査研究
- (3) その他、兵庫県内の日本語教育の推進、支援のための事業

### (構成)

第3条 ひょうご日本語ネットは次に掲げる団体及び個人をもって構成する。

兵庫日本語ボランティアネットワーク  
公益財団法人 アジア福祉教育財団 難民事業本部 関西支部  
公益財団法人 兵庫県国際交流協会  
子ども多文化共生センター  
神戸市教育委員会事務局学びの推進課 こども日本語サポートセンター  
特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター  
公益財団法人 神戸YWCA学院  
神戸大学 グローバル教育センター（留学生教育部門）  
公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター  
公益財団法人 神戸YMCA学院専門学校  
コミュニケーション学院  
外国にルーツを持つ児童のための学習支援 学校ボランティア研究会  
神戸日語学院  
外国にルーツをもつ子どもの学習支援 はいづ

その他、賛同団体・賛同者がひょうご日本語ネットに参画

趣旨に賛同し加入を視野に入れて参加を希望する個人及び団体をオブザーバーとして受け入れる。

- 2 新たな構成員の加入については、次の各条件を満たすもので、前項の各構成員が承認したものについて認める。
  - (1) 兵庫県内の日本語教育関係機関、日本語教師・日本語学習支援者団体及び個人であること。
  - (2) 第1条の目的に賛同するものであること。

- 3 ひょうご日本語ネット運営の実務を所掌するため、実務者会議を置く。

### (事務局)

第4条 ひょうご日本語ネットの事務局を公益財団法人兵庫県国際交流協会内に置く。

### (補則)

第5条 この規約に定めるもののほかひょうご日本語ネットの運営に必要な事項は、構成員の合意により定める。

(附 則)

- 1 この規約は平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規約は平成19年6月26日をもって改定する。
- 3 この規約は平成22年4月15日をもって改定する。
- 4 この規約は平成29年6月1日をもって改定する。
- 5 この規約は平成30年6月26日をもって改定する。
- 6 この規約は令和4年6月1日をもって改定する。
- 7 この規約は令和7年6月1日をもって改定する。